

くらしに役立つ学習会

金融商品の基礎知識とトラブル防止事例

近年「貯蓄より投資」と言われていますが、それに伴いトラブルも増えています。運用することに気持ち向きませんが、何に気を付けどのように考えれば良いのか悩みます。金融商品について東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー・石村衛さんにお話しいただきました。

トラブル商法の手口【フィッシングメール】

銀行等をかたってお金に関するメールが届いた場合“ニセモノ⇒詐欺”であることが多いので、添付されているリンクを絶対に利用しない、無視することが大切です。気になる時は、発信元である企業の窓口を調べて確認し、問い合わせてください。

注意が必要な金融商品

- ◆仕組み債 (EB 債) ; 投資初心者には、仕組みがとて難しい商品です。昨年、不適切な勧誘を行ったと3社の金融機関に業務改善命令が出ました。
- ◆外貨建て保険 ; 終身保険や年金保険などがあり、保険料の支払・受取を外貨とする商品です。為替の変動により満期金が増える場合と、逆に元本割れの可能性も秘めています。手数料が高額です。

隠れギャンブルになりやすい金融商品

- ◆FX(外国為替証拠金取引) ◆暗号資産(仮想通貨)
- ◆株式(信用取引)があります。どの商品も手元の資金を元手に2倍から25倍の取引が可能です。ハイリスク・ハイリターンの商品、運用のつもりがいつのまにか…ギャンブル化しやすい商品と言えます。

NISA・iDeCo は…?

- ◆NISA ; NISA口座で運用し得られた利益は、非課税

の特典がありますが、元本は保証されません。

◆iDeCo; 老後資金を準備するための仕組みでさまざまな税金の特典は魅力ですが、商品選択や毎月の手数料など知識が必要です。

トラブル回避のために



「セールストーク」は「買ってもらいたいトーク」です。安易に信じないことです。

- ◎リスクが十分に理解できないときは契約しない。
- ◎情報は「どの立場からの提供か」公平な立場の情報を得るようにする。
- ◎契約するつもりがなければはっきり断る。
- ◎不審な電話はすぐ切る。
- ◎「安全で儲かる金融商品」は存在しない。

* * * * *

難しいお話もありましたが「お金にうまい話は絶対ない」ことを肝に銘じました。損をしても生活に支障が出ないお金で運用しましょう。そのためには勉強することが大切です。誰しも欲が出ますが、リスクがあることを頭に入れて金融商品を選びましょう。(文責 広報部)

【 学習会で紹介された相談先 】

- ◆証券・金融商品斡旋センター
株や投資信託、FXなどのトラブルに校正・中立な立場で相談・苦情を受け付ける。 0120-64-5005
- ◆金融庁金融サービス利用者相談室
預金・保険・運用・その他金融機関とのトラブルについてアドバイス。 0570-016811
- ◆消費者ホットライン 局番無し 188
消費生活全般に関する取引について相談
町田市消費生活センター相談窓口 042-722-0001

相談室



この契約は、まだやめられるの？

契約した直後であればやめられる、クーリング・オフをすれば大丈夫と思い、商品やサービスの契約をしたけれど、やめられないとの相談が寄せられています。どのような場合に契約をやめられるか、事例で考え方を今一度整理してみませんか？

《事例1》

店に行き、洋服を選んで購入した。自宅に戻り家族に見せたところ、評判が良くなかった。購入したばかりなので解約はできるはずなので、これから店に行き申し出ようと思う。

《事例2》

インターネット広告にダイエットサプリメントが紹介されていた。芸能人が紹介していることや980円と安いことから申し込んだ。そのあとでインターネット上の口コミを調べたところ、定期購入の商品と分かった。申し込んだのは昨日であり、まだ商品は届いていないのでクーリング・オフが可能だと思う。

《事例3》

スマートフォンの機種変更をするため、店に行った。勧められてタブレット端末の契約もした。自宅に戻り家族に反対されたので、タブレット端末の通信契約を解約しようと思う。

《アドバイス》

申込と承諾があって合意の上で、契約は成立していますので、自己都合で一方向的にやめることはできません。

訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち性がある契約の場合は、消費者が冷静になって考えるための期間として一定の期間であれば、無条件で解除できるクーリング・オフの適用が可能です。

事例1、3は店に自ら行き、商品を自由に手に取って購入しています。店のサービスとして返品に応じることはあっても不意打ち性はなく、クーリング・オフは適用対象外です。インターネット通販やテレビショッピング等の通信販売も対象外なので、事例2もクーリング・オフは適用にはなりません。しかし、勧誘方法に問題があった場合や未成年者の契約など、交渉の可能性がある場合もあります。あきらめずに消費生活センターに一度ご相談ください。

車内に子どもを残したまま・・・ キーの閉じ込めに注意！

運転席に移るためチャイルドシートに子どもを乗せ、外に出てドアを閉めたら、オートロックがかかり炎天下で子どもが閉じ込められてしまった。電子キーは車内に置いたままだった。子どもに異常は見られなかったが、念のため病院で点滴を受けた。

(当事者:2歳)

- 人や荷物の乗降の際には、短時間であっても必ずキーを持って行動しましょう。
- エンジンが停止しているときに、電子キーの電池が切れるとドアがロックされる場合があります。電池は定期的に交換しましょう。
- 車内のお子さんの状態によっては119番通報しましょう。夏場など気温の高い時期には、短時間の閉じ込めでも熱中症になる危険性があります。

独立行政法人国民生活センター発行

子ども・若者サポート情報第209号より

《消費生活センター 今後のイベント予定》

- 「夏休み親子料理教室 親子で作る手打ちうどん～牛乳と薄力粉を使って～」
8/2(金) 午前10時～午後1時 町田市民フォーラム3階 調理室
- 「夏休み子ども講座 ～経済ゲーム～レストランオーナーになってみよう」
8/8(木) 午前10時～正午 町田市民フォーラム4階 第2学習室
- 「夏休み子ども実習教室 パッククッキングでカレーライスを作ろう！」
8/22(木) 午前10時～正午 町田市民フォーラム3階 テスト室

【お申込み先】 町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】 町田市消費生活センター 042-725-8805